

糸保第 107 号
令和 3 年 6 月 18 日

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真榮



特別保育の終了と登園自粛の要請について（通知）

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、糸満市において令和 3 年 6 月 7 日（月）～令和 3 年 6 月 20 日（日）の間特別保育の実施しておりましたが、小中学校の再開を受け令和 3 年 6 月 20 日（日）をもって終了となります。保育・教育施設は原則開園といたしますが、依然として沖縄県の警戒レベルが高いことから、今後も保護者の皆様へ家庭での保育が可能な世帯について登園自粛を要請いたします。なお、家庭での保育ができない園児については通常通りの保育を行います。預ける際には、施設に対して職業に関する証明など提出することは必要ありません。

保育料の減免などについては以下の通りです。

保育料の減免について

登園自粛期間中に登園を自粛した日について日割り相当分の保育料を減免いたします。保護者による手続きは不要ですが還付口座について書類を提出していただく場合がございます。

認可外保育施設に関しては、施設が登園自粛について保育料を減免した場合、施設に対して減免費用を補助いたします。

保育の必要性が「求職活動」の方の就労開始期限延長について

特別保育実施の際は、対象者全員に一律の期限延長を行いましたが、特別保育終了後は、全員の一律期限延長は行いません。新型コロナウイルス感染症の影響で、求職活動を行っても就労先が見つからない方で期限を迎える方については、個別に期限の延長について検討いたしますので求職活動を行っていることを証する書類（ハローワークの申込・応募書類や不採用通知）の提出をお願いいたします。正当な理由なく提出がない場合は退所となりますのでご注意ください。

育児休業からの復帰について

6 月中までに復帰及び復帰の就労証明を求められていた方のみ、期限を延長しましたので 7 月中の復帰及び就労証明書の提出をお願いいたします。他延長などはありませんので該当しない方は、当初の期限内に提出してください。

お問い合わせ先 糸満市役所 保育こども園課 TEL : 098-840-8131